

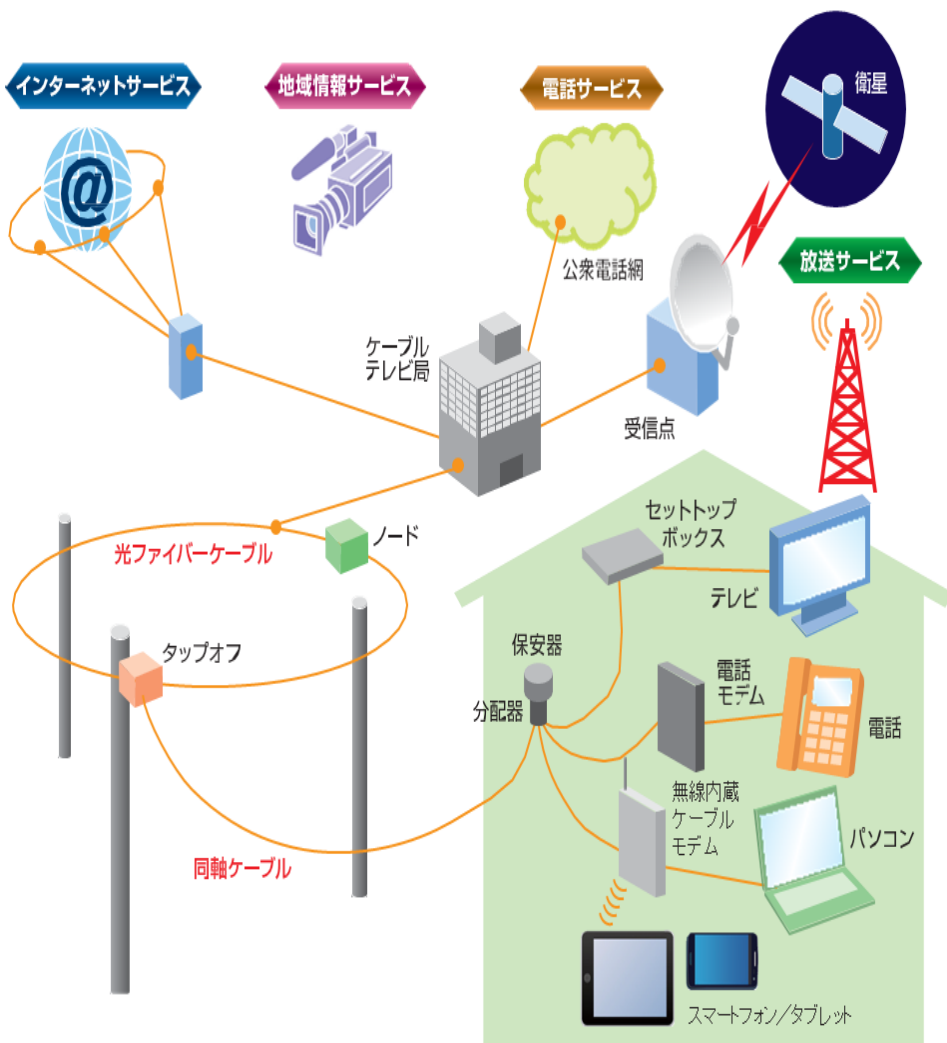
# 利用者利益保護のための措置に関して

---

2019年 5月 30日

一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

# ケーブルテレビ業界の概要



## 業界状況

日本ケーブルテレビ連盟加盟のケーブルテレビ事業者数	354社 (2019年4月現在)
総接続世帯数	2,650万世帯
世帯接続率	46.1%
有料チャンネル加入世帯数	817万世帯
インターネット接続加入世帯数	819万世帯
電話サービス加入世帯数	815万世帯
MVNO加入世帯数	11万世帯

事業者数以外のデータは2018年4月末現在のもの

# 1. 電気通信事業者及び販売代理店に対する禁止行為

## (1) 自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為

### 【適用除外とすべきもの】

利用者自ら店舗に来店する場合

「ケーブルテレビ事業者の営業活動における消費者保護に関する自主基準及びガイドライン」(第4条、第5条)では氏名等の明示や勧誘する旨を明確に伝える事を定めており、各会員(事業者)は必須項目として実施しております。

利用者が自ら店舗に来る場合のみ適用除外として問題ないと考えます。

## (2) 利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為

特に定める事項は無いと考えます。

## 2. 販売代理店の届け出

### (1) 届出事項等

#### 【届出事項】

・①～④以外に追加すべき事項はありません。

#### ■お願い事項

(1)『届出対象者』から下記の㊦・㊧の事業者は除外するようお願いしたい。

<理由>

㊦送客(お客様に事業者を紹介し、事業者への訪問はお客様への意思に任せる)のみ行う事業者、㊧取次(不動産会社や電気店など、お客様からの情報をお客様了解の元、事業者を提供する等)のみ行う事業者は、主体的に契約行為を行っていないため。

(2)再委託先等には個人名で事業を営んでいるケースもあり、個人情報保護法に抵触しないよう、届出情報が個人名となる場合の届出情報(個人名・個人メールアドレス等)の公表には一定の配慮をお願いしたい。